

6.2 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (カットオフ条約: FMCT) <sup>[8]</sup>

(FMCT : Fissile Material Cut-off Treaty)

## 6.2.1 条約交渉の経緯

1946 国連原子力委員会においてバルークプランを提案<sup>[9]</sup>

同委員会では、コンセンサスを得るには至らなかったが、すべての原子力開発活動を管理するとともに、核兵器用核分裂性物質(以下、「核分裂性物質」と略)の在庫管理、核兵器の製造及び保有を禁ずる国際組織の創設を提案

## 1953 アイゼンハワー米国大統領による原子力平和利用に向けた提案

1957 核分裂性物質の生産停止を求める初めての国連決議を採択<sup>[10]</sup>1978 国連第1回軍縮特別総会において、核分裂性物質の生産停止、核兵器運搬手段の生産停止及び検証システムの構築に向けた交渉を呼びかける旨の最終文書<sup>[11]</sup>に合意1992 エリツィン露国大統領が2000年までの兵器級プルトニウム生産停止を発表<sup>[12]</sup>。ジョージ・H・W・ブッシュ(父)米国大統領が広範囲な核不拡散政策を発表<sup>[13]</sup>1993 クリントン米国大統領がFMCT交渉を呼びかけ<sup>[14]</sup>

- ・同年の国連総会で条約交渉を適当な場で開始することを勧告するとの決議をコンセンサスで採択<sup>[15]</sup>
- ・なお、同決議では検証に関してIAEAが必要に応じて支援を行うように併せて要請
- ・この決議を受け、条約交渉の場をジュネーブ軍縮会議(CD)とすることが合意

1994 FMCTの特別調整役としてカナダの軍縮代表部のジェラルド・E・シャノン大使を任命<sup>[16]</sup>

- ・同大使は、1995年3月に以下に示す内容を含む報告書<sup>[17]</sup>を軍縮会議に提出、同会議においてコンセンサスで採択(シャノン・マンドート)
  - ①軍縮会議は、核兵器又はその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産禁止に関する特別委員会を設置することを決定
  - ②軍縮会議は、非差別的、多国間、国際的また効果的な検証が可能な、核兵器又はその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産禁止条約に関して交渉を行うように特別委員会に対して指示
  - ③特別委員会は、1995年の会期終了までにその進捗状況を軍縮会議に提出

## 1995 NPT運用検討・延長会議を開催

- ・NPT無期限延長とともに採択された「核不拡散と核軍縮のための原則と目標に関する決定」<sup>[18]</sup>の中で、FMCTの交渉の即時開始とその早期妥結を言及

1998 インド及びパキスタンによる核実験が行われた直後にFMCT特別委員会(アドホック委員会)の設置を決定(CD/1547)<sup>[19]</sup>

- ・特別委員会は2回開催されたのみで実質的な交渉は行われないうちに終了<sup>[20]</sup>

## 2000 NPT運用検討会議を開催

- ・軍縮会議に対してFMCTの即時交渉開始と5年以内の妥結を含む作業計画への合意が奨励されたが、軍縮会議における他の主要課題である「宇宙空間における軍備競争の防止(the Prevention of an Arms Race in Outer Space :PAROS)」についての交渉をFMCTと同時に開始することを主張する中国とこれを受け入れられないとする米国との間の対立により条約交渉開始には至らず<sup>[21]</sup>

- 2006 軍縮会議の議長国のイニシアチブにより FMCT に関する集中討議を実施<sup>[22]</sup>
- ・この討議では米国家<sup>[23]</sup>を始めとする数多くの作業文書が提出され、条約全般のみならず、定義、対象など個々の対象についても幅広く議論を実施
  - ・米国家は、5 核兵器国の批准による効力発生、既存の備蓄物質の規制対象外、将来の核分裂性物質の生産を禁止し、検証規定無しとするものであった。さらに米国は、有効な検証は不可能であるとの立場から、既存の交渉におけるマンドートから、検証条項を削除した案を示した
  - ・米国提案については、各国より提案内容には今後の検討が必要である旨を指摘する発言が一部よりあったが、2004 年以降実質的な議論に参加していなかった米国の本条約交渉復帰を評価する発言が他の参加国からなされた
  - ・集中討議以降、非公式協議を 2007 年及び 2008 年に実施<sup>[24]</sup>
- 2009 FMCT 交渉に向けたワーキンググループの設置を含む軍縮会議における作業計画案<sup>[25]</sup>をコンセンサスで採択<sup>[26]</sup>。以後、同計画案の実施に向けた協議が進められたが、パキスタンの修正要求により合意にいたらず<sup>[27]</sup>、交渉は先送りとなった
- 2010 NPT 運用検討会議の最終文書(行動計画)で、条約交渉の合意と軍縮会議を支援するハイレベル会議の開催要請が明記<sup>[28]</sup>されたが、以後の軍縮会議でも作業計画を採択できず
- 2012 第 67 回国連総会は、FMCT に関する政府専門家会合(Group of Governmental Expert: GGE)を 2014 年及び 2015 年にジュネーブで計 4 回開催すること、そのために加盟国の見解を聴取した報告書を第 68 回国連総会に提出することを国連事務総長に要請する決議を採択<sup>[29]</sup>
- 2014 年及び 2015 年での GGE では、条約の対象(Scope)、定義(Definition)、検証方法(Verification)、制度(Legal and institutional arrangement)について検討され、シャノン・マンドートが将来の交渉の適切なベースとなると指摘する勧告を含む報告書を 2015 年 5 月、国連事務総長に提出<sup>[30]</sup>
- 2016 第 71 回国連総会で、決議<sup>[31]</sup>が採択され、FMCT ハイレベル専門家準備グループの設置及び同グループの会合を、2017 年及び 2018 年にそれぞれ 2 週間開催することを決定
- 2017 発効に向け交渉を促すハイレベル専門家準備グループ会合の第 1 回会合を 7 月 31 日～8 月 11 日、スイス・ジュネーブで開催<sup>[32]</sup>
- ・会合では、意思決定機関や検証実施機関等を含む組織の在り方、条約の発効等を規定する法的事項、条約の中核的義務と定義と検証の規定の在り方やこれらの相互関係、条約の目的に資するための透明性及び信頼醸成措置等についていかなる選択肢があるのかについて議論
- 2018 第 2 回ハイレベル専門家準備グループ会合を 5 月 28 日～6 月 8 日にスイス・ジュネーブにて開催<sup>[33]</sup>
- ・
  - ・会合では、2017 年 の上記ハイレベル専門家準備グループ会合の議論を踏まえ、将来の条約に盛り込むべき義務規定、定義、法的事項及び組織的事項、透明性及び信頼醸成措置のそれぞれについての選択肢、また将来の交渉者が考慮すべき様々な事項等を記載した報告書をコンセンサス採択した<sup>[34]</sup>。
- なお、同報告書ではシャノン・マンドートに基づいて、早期に交渉を開始すること、更に

各国は今後の検討に際して同グループ報告書にしかるべき注意を払うべきであるとされた。

2019 2020 年 NPT 運用検討会議第 3 回準備委員会を 4 月 29 日～5 月 10 日にニューヨーク国連本部において開催<sup>[35]</sup>

・作業文書の核軍縮(Nuclear disarmament)では、FMCT については、CD での早期交渉開始を求めること記載<sup>[36]</sup>

### 6.2.2 条約検討過程におけるポイント

#### (1) 条約の目的<sup>[37]</sup>

- ・条約交渉の議論における本条約の目的は、核兵器に転用が可能な核分裂性物質(高濃縮ウラン及びプルトニウム等)の生産を禁止することで、核兵器国における核兵器開発能力を凍結するとともに、NPT未締結国の核兵器製造能力を凍結することで、新たな核兵器国の出現を防ぐとすることと考えられている
- ・NPTが核兵器国からの核兵器及び核爆発装置の移転を防止し、包括的核実験禁止条約が核兵器の実験を禁止することにより核兵器の開発を防ぐことを目的としたものであるが、これらの条約での大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)及び長距離爆撃機(空中発射ミサイル)の総数削減という三位一体的な運用(核トライアド)<sup>[38]</sup>によって、新規核兵器国の出現を防ぎ、核兵器削減の方向性を示すことを目的としたもの

#### (2) 想定されている条約上の義務

- ・条約交渉の議論の過程では、①核兵器及び核爆発装置の研究、製造及び使用のための高濃縮ウラン及びプルトニウム等の生産禁止、②その目的のための核分裂性物質(高濃縮ウラン及びプルトニウム等)の生産に対する他国の援助禁止、③条約遵守を効果的に検証する措置の受け入れ、の3点を主な条約上の義務として想定<sup>[39]</sup>

### 6.2.3 条約の争点

#### (1) 検証システム

- ・本条約交渉において最大の争点の一つが、検証システム問題
- ・米国がこのような否定的な意見を示したことは初めてではなく、2002年に締結された戦略攻撃能力削減に関する条約(モスクワ条約)においても検証規定は含まれていないが、多国間交渉の場において係る見解を示した影響は大きい。米国は、2006年5月の軍縮会議(FMCTについての集中検討会議)において、自国の検証手段以外に検証規定は設けないとのスタンスを示すなど、本条約交渉の基礎となるシャノン大使の報告書における検証事項を無視した形を取っている。こうした経緯から、検証を巡る協議は暗礁に乗り上げた状況にあったが、2009年にオバマ大統領がCTBT批准を求めた時期に要請して設置された全米科学アカデミーのCTBTの技術的問題を検証する委員会報告(2011年初めに完成したが、機密事項のレビューにより公表は2012年3月<sup>[40]</sup>)でも、核備蓄管理計画(Stockpile Stewardship Program: SSP)は1999年当時により予期されていた以上に成功であり、予見しうる将来において核爆発実験を実施しなくても安全、安心、かつ信頼における核兵器の備蓄を維持することは可能であると結論付けている

## (2) 核分裂性物質の範囲

- ・本条約交渉においては、対象とする核分裂性物質の範囲に関する見解が分かれている。大別すると、条約成立後将来にわたり生産される核分裂性物質のみを規制対象とするという考え方(5核兵器国)と、条約成立以前に生産された既存の核分裂性物質も規制対象とすべき(非同盟諸国、パキスタン、イラン、エジプトなど)という2つの考え方が対立している状態<sup>[41]</sup>

## (3) 核分裂性物質の定義

- ・2006年5月の軍縮会議FMCT集中検討会議において、米国は以下の核分裂性物質の定義を含む条約草案を提案している<sup>[42]</sup>
  - ① プルトニウム238が80%未満のプルトニウム
  - ② ウラン233又は235が20%以上含有、分離、融合されたウラン
  - ③ ①及び②として定義された物質を含む物質
- ・日本は、IAEA憲章第20条の特殊核分裂性物質の定義を使用し、民生用を除くプルトニウム239、ウラン233、ウラン235又はウラン233の濃縮ウランを核兵器用として規制される核分裂性物質の定義であるとしている<sup>[43]</sup>
- ・ロシアは、プルトニウム239及びウラン235をそれぞれ含む兵器級のプルトニウム及びウランを規制対象とする核分裂性物質として定義し<sup>[44]</sup>、イタリアは、プルトニウム及びウラン235を20%以上含有する高濃縮ウランと定義<sup>[45]</sup>
- ・このように、国によって核分裂性物質の定義は異なっている

## (4) 製造から廃棄に至る関連プロセス

- ・FMCTにおいて、禁止対象と想定されるプロセスと関連施設を図6-5に示す。

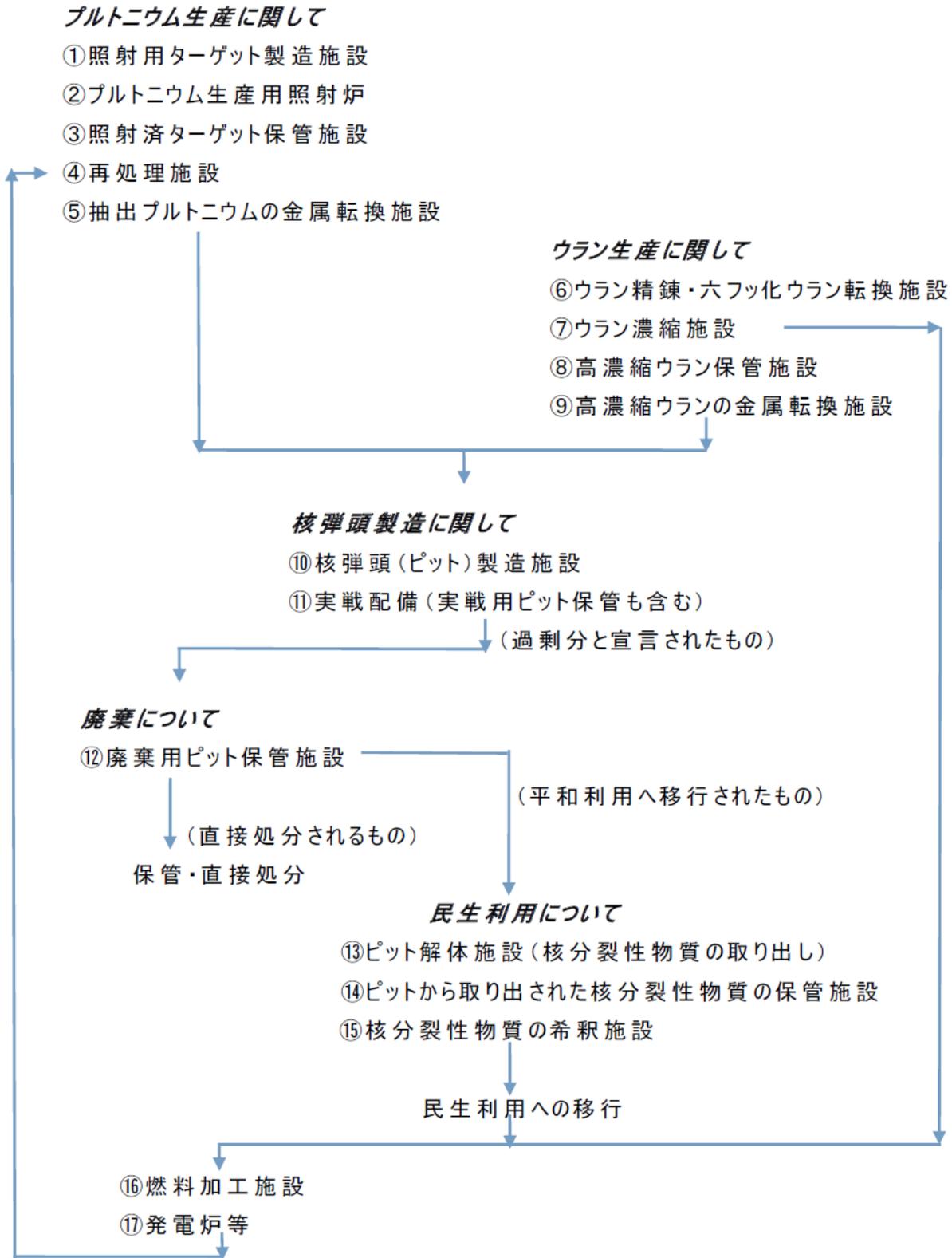


図 6-4 核兵器製造から廃棄に至る FMCT において禁止対象とされるプロセスと関連施設<sup>[46]</sup>

## 6.2.4 条約の意義

- ・本条約は条約文についても決定してはいないが、これまでの条約交渉の議論では、以下の点  
が本条約の意義と認められる<sup>[47]</sup>

## (1) 核兵器の増加を防止することが可能であること

- ・本条約が発効した場合、核兵器用核分裂性物質の生産が停止されることから、新たな核兵器  
国の出現を防ぐこと核兵器製造能力に制約を課すことが可能になる。このため、冷戦期に見ら  
れたような核兵器国による核兵器の際限ない増加が起こる可能性が減少
- ・さらに本条約と核兵器の性能向上を図るための爆発を伴う核実験を禁止するCTBTを一体的  
に運用することで、核兵器の製造と性能向上の二つの面で制約を加えることにより、核兵器  
の増加抑制の効果を高めることが可能
- ・本条約の直接的な対象と考えられているのは、NPT上の核兵器保有国である米露英仏中5ヶ  
国、NPT非加盟で核兵器を保有している、あるいは保有していると考えられているインド、パ  
キスタン、イスラエル、6度の核実験を行い核兵器保有に至った北朝鮮といった国。これらの  
核兵器を保有していると考えられる国々は、これまで多国間の核軍縮・核不拡散体制の範疇  
の外に居る存在であったが、兵器級核分裂性物質の生産に制約を課すことにより、事実上、  
これらの国を多国間の核軍縮・核不拡散体制に取り込むことが可能になるメリット

## (2) 中国のコミットメント

- ・NPT上の核兵器国の内、中国を除く4ヶ国は自発的に兵器用核分裂性物質生産のモラトリア  
ムを公式に表明<sup>[48]</sup>
- ・中国も同様に兵器用核分裂性物質のモラトリアムを表明しているものの、それはあくまでも非  
公式ベースなものであるため、本条約に中国が加入すれば、NPT上の全ての核兵器国が兵  
器用核分裂性物質の生産モラトリアムを行うことになるというメリット<sup>[49]</sup>

### 6.2.5 我が国の取組み

#### (1) 交渉開始に向けた姿勢<sup>[50]</sup>

- ・FMCTは日本が提出する漸進的な核軍縮アプローチの中で重要な核軍縮措置の一つであり、日本は、交渉の即時開始を重視し、そのための努力を行ってきた。
- ・そのためには関係国の協力及び核兵器国による核兵器用核分裂性物質のモラトリアムが有意義であるとの認識の下、関係国主要国との非公式会合、軍縮会議メンバー及びオブザーバーを対象としたワークショップの開催等を通じた条約交渉開始に向けたモメンタム作りを目指している

#### (2) 作業文書の提出<sup>[51]</sup>等

- ・2003年8月及び2006年5月にFMCT交渉に向けた作業文書を軍縮会議に提出。2003年の作業文書では条約の対象範囲、技術及び法的事項に関する論点整理。2006年の作業文書では条約の対象範囲、検証の考え、規制対象となる核分裂性物質の定義について論点整理を実施
- ・また、2013年には作業文書を発展させた見解<sup>[52]</sup>を国連に提出
- ・加えて、2012年4月に実施された2015年NPT運用検討会議第1回準備委員会にてFMCTの考え方をまとめた軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)共同作業文書<sup>[53]</sup>を提出
- ・2017年5月に開催された2020年NPT運用検討会議第1回準備委員会に対し、FMCTに関するNPDI共同作業文書<sup>[54]</sup>を提出
- ・2009年4月の中曽根外務大臣(当時)によるゼロへの条件—世界的核軍縮のための「11の指標」では、本条約交渉に対して以下のように取り上げられている

「核兵器の原料となる高濃縮ウラン及びプルトニウムの生産を禁止しようとする条約交渉は、未だ開始されていません。国際社会は、早期にこの条約交渉を開始し、核兵器の量的制限を図るべきです。同条約ができるまでの間、すべての国が兵器用核分裂性物質の生産を凍結すべくモラトリアムを宣言するよう強く求めます。」<sup>[55]</sup>

- ・2017年10月、我が国が国連総会第一委員会に提出した「核兵器廃絶決議案(「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」)」が採択<sup>[56]</sup>  
FMCT交渉が開始され、早期妥結するまでの間、核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言し維持することの死活的な重要性及び緊急性を強調
- ・2018年11月、我が国が国連総会第一委員会に提出した「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」決議案」が採択<sup>[57]</sup>  
FMCT(カットオフ条約)の即時交渉開始及び核兵器用物質の生産モラトリアムを要請
- ・2019年11月、我が国が国連総会第一委員会に提出した「核兵器のない世界に向けた共同行動の指針と未来志向の対話」決議案が採択<sup>[58]</sup>  
FMCT(カットオフ条約)の交渉開始に向けた取組等を従